

特 記 仕 様 書

1 修繕名

東千葉ポンプ場外汚水ポンプ修繕

2 修繕場所

千葉市中央区東千葉 2-185-17 外

3 修繕目的

本修繕は、東千葉ポンプ場外 1 施設の汚水ポンプ本体の交換及び消耗部品の分解組立整備を行い、機能保全を図るものです。

4 修繕期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 19 日まで

5 機器仕様

ポンプ場	東千葉ポンプ場	誉田第九ポンプ場
所在地	中央区東千葉 2-185-17	緑区誉田町 2-29
台数	汚水ポンプ 1 台 (着脱装置:既設流用)	汚水ポンプ 1 台 (着脱装置:既設流用)
区分	工場整備	ポンプ本体交換
形 式	E5K-H-115	KS-VG 811AK
ポンプ口径	吸込 φ 150/吐出 φ 125	φ 80mm
吐 出 量	3.12 m ³ /min	0.283m ³ /min
全 揚 程	11.9m	21.7m
出 力	11kW	11kW・4P
電 圧	200V	200V・50Hz
製造メーカ	太平洋機工(株)	(株)クボタ【既設参考】
製 造 番 号	SHE50663、50664(内1台)	-
設置年	平成2年度	平成17年度

6 修繕内容

(1) 東千葉ポンプ場汚水ポンプ 1 号の消耗部品交換及び分解組立整備 一式

ア 部品交換 (図番 5/8 参照)

No.	部 品 名	材 質	数 量	単 位
1	羽根車フランジ	FCD450-10	1	個
2	羽根車	SCS13	1	個
3	羽根車ボルト	SUS316	1	個
4	サクシヨンカバー	FC250	1	個
5	サクシヨンカバーシール	NBR	1	個
6	スペーサーシム	SUS304	1	式
7	メカニカルシール(P)	超硬+SiC	1	式
8	ケーシングシール	NBR	1	個
9	スペーサーリング	SUS304	1	式

No.	部 品 名	材 質	数 量	単 位
10	オイルハウスリング	NBR	1	個
11	浸水溜り室リング	NBR	1	個
12	オイルインペラー	FCD450-10	1	個
13	メカニカルシール(M)	SiC×SiC	1	式
14	ベアリングハウスリング	NBR	1	個
15	軸受ナット	S20C	1	個
16	オイルシール	NBR	1	個
17	下部軸受	SUJ	1	個
18	クーリングジャケット	SS400	1	個
19	上部軸受	SUJ	1	個
20	アッパーブラケットリング	NBR	1	個
21	クーリングジャケットリング	NBR	2	個
22	ヘッドカバーリング	NBR	1	個
23	ヘッドカバーセット	ケーブル 21m インレット含	1	式
24	点検蓋リング	NBR	1	個

イ 整備仕様（工場整備）

分解、清掃点検、部品交換、モータ清掃点検、組立、清水試験、補修塗装※¹

※¹ 塗装仕様

タールエポキシ塗料1回塗り

ウ 汚水ポンプ修繕前・後の測定・計測

絶縁測定、運転電流、電圧、警報試験、異音等の確認

（2）菅田第九ポンプ場汚水ポンプ1号のポンプ本体交換 一式

ケーブル30m、チェーン9m、サーモガード、浸水検知器付、吸込口管有り

ア 既設ポンプ撤去、更新

※着脱装置は既設流用とする。

※電線管は既設流用とする。

※新設ポンプの塗装については「機械設備工事一般仕様書（編著 地方共同法人日本下水道事業団・発行一般財団下水道事業支援センター）」に準拠すること。

イ 汚水ポンプ修繕前・後の測定・計測

絶縁測定、運転電流、電圧、警報試験、異音等の確認

7 施工上の注意点等

（1）施工にあたり、現地調査及び既設図面等により既設装置を十分把握し、施設の維持管理支障をきたさぬよう施工すること。

（2）修繕の実施にあたっては、事前に監督員と協議のうえ、実施工程表に基づき実施すること。

（3）施工時期については渇水期とし、作業工程について監督員と協議を行うこと。

（4）修繕に必要な雑材消耗品等は、全て受注者の負担とする。

（5）修繕前後の運転状況確認のため、機器の操作が必要となる場合には、事前に監督職員と協議すること。

（6）修繕報告書には、以下の項目を記載すること。

ア 整備記録

イ 修繕前後の測定、計測記録書（※測定機器の校正記録含む）

ウ 総合所見（所定の様式で健全度調査票へ劣化の度合いと範囲について記載し、関連

- する写真を添付すること。)
- (7) 修繕に伴い発生する産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に基づき、受注者により適正に処理すること。
 - (8) 工場整備については製作メーカーにて実施することを原則とするが、これにより難い場合は、監督職員と協議すること。
 - (9) 局地的な大雨に対する安全対策について
 - ア 注意報、警報などの気象情報を修繕中止判断に活用するため、現場代理人及び主任技術者は、「千葉県安全・安心メール」への登録を行うこと。
 - イ 現場特性を把握し、安全管理計画を施工計画書へ明記すること。
 - ウ ポンプ場内作業においては、大雨に関する注意報発令後、流域内で降雨が確認された場合は、作業を中止すること。
 - エ ポンプ場内作業においては、大雨に関する警報が発令された場合は、作業を中止すること。
 - (10) 作業開始前に、マンホール内の硫化水素及び酸素濃度測定を行い、安全に十分注意すること
 - (11) 上記のほか、疑義が生じた場合は、監督員と協議すること。

8 基準類

本修繕の施工にあたっての一般的事項は下記の基準類を参考にすること。

- (1) 日本下水道事業団 機械設備工事一般仕様書
- (2) 日本下水道事業団 機械設備工事必携 工事管理記録（本編）
- (3) 日本下水道事業団 機械設備工事必携（施工編）
- (4) 日本下水道事業団 機械設備標準仕様書
- (5) 千葉県土木工事共通仕様書
- (6) 千葉県土木工事書類作成マニュアル
- (7) その他関係規格、基準等

9 特記事項

- (1) 修繕担当者は、「修繕請負契約約款」第8条の規定による者であり、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当するもの若しくは同等の技能を有するものとする。
- (2) 修繕担当者は、修繕期間中において、発注者との連絡体制を確保することとし、現場施工時は修繕現場に常駐すること。
- (3) 東千葉ポンプ場のポンプ整備について、工場持込み期間中は、南部浄化センター内にある仮設ポンプを設置すること。
- (4) 誉田第九ポンプ場については、ポンプの搬入出に伴い道路使用許可を取得すること。
- (5) (4)の作業時には、工事看板を設置し、交通誘導員を配置すること。
- (6) 近隣住民への工事予告板の設置、ビラ配り等事前周知への協力をする事。